

沿岸広域振興局長告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年3月10日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312900103	社会福祉法人大洋会 居宅介護事業所 四季の郷	上閉伊郡大槌町小鎚第16地割18番地1	平成29年3月10日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312900103	社会福祉法人大洋会 居宅介護事業所 四季の郷	上閉伊郡大槌町小鎚第16地割18番地1	平成29年3月10日

3 同行援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312900103	社会福祉法人大洋会 居宅介護事業所 四季の郷	上閉伊郡大槌町小鎚第16地割18番地1	平成29年3月10日

4 行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312900103	社会福祉法人大洋会 居宅介護事業所 四季の郷	上閉伊郡大槌町小鎚第16地割18番地1	平成29年3月10日